

基本目標 3 豊かな教育環境の形成

【施策 14】 教員の資質の向上を図ります

【施策の現状】

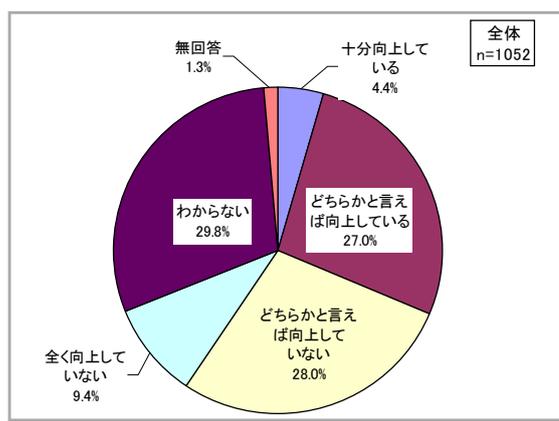
「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は、教員の資質に負うところが極めて大きく、特に、「生きる力¹⁵」の育成や、いじめ、不登校など学校教育を巡る諸課題へ対応できる、優れた資質・能力を備えた教員の確保は、ますます重要となっています。

教員の資質・能力の向上については、採用時に優秀な教員の確保に努めるとともに、日頃の教育実践や研鑽を基本としながら研修を行っています。採用後から基本研修終了までの期間における継続的な研修の機会や、研修の成果が指導力の向上に資するよう学校が組織的に取り組む体制づくりが必要となっています。また、平成16年に福島県公立学校サービス倫理対策委員会⁸³を設置し、公立学校に勤務する職員のサービス倫理の確立及び不祥事の防止に係る対策を講じています。

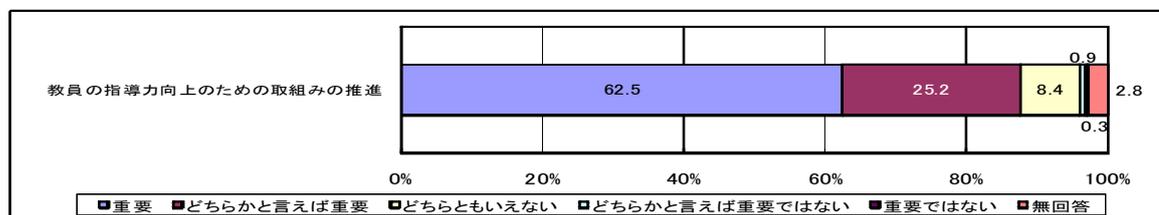
県民アンケートでは、本県の教員の指導力について、「どちらかと言えば」も含め向上していると答えた県民の割合は31.4%であり、「どちらかと言えば」も含め向上していないと答えた県民の割合である37.4%よりも6ポイント下回っています。

また、「教員の指導力向上のための取組の推進」について、「どちらかと言えば」も含め、重要と答えた県民の割合は87.7%で、県民が特に重視しているという結果が出ています。

〔教員の指導力が向上していると感じる割合（全体）〕



〔各施策の今後の重要性について〕



¹⁵ 生きる力…… 16 ページ参照。

⁸³ 福島県公立学校サービス倫理対策委員会……各公立学校に勤務する教職員のサービス倫理等についての対策を講じることを目的として、県教育庁に設置された組織。県教育委員会としての対策を検討するほか、各校の校内サービス倫理委員会に対する情報提供等を行っている。

[東日本大震災・原子力災害を経て]

施策1や3で述べたとおり、地震や津波の教訓を生かした道徳教育や、医学・産業の基盤となる理数教育、防災教育や放射線教育の充実など、震災等を踏まえた教育が求められる中で、各教員がこれらの指導を行う資質・能力を身につけることが求められています。

【基本的方向性】

- ・ 本県の未来を担う子どもたちの教育に携わる者としての適性を、より多面的かつ公平・公正に評価し、優秀な教員を確保します。
- ・ 教員が教育に対して使命感を持ち、目標を定めながら、生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を行うことができるよう、より高い自律心と倫理観を育成するとともに、専門性を高め、実践的指導力の向上を図ります。
- ・ 学習指導、生徒指導等において日常的に努力を積み重ね、顕著な成果を上げている教職員を顕彰し、教職員全体の志気の高揚を図る一方、指導が不適切であると認定した教諭等に対しては、指導改善研修⁸⁴を行います。

[東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 道徳教育や理数教育、防災教育、放射線教育など震災等を踏まえた教育を推進するため、これらに係る教員研修を充実させます。

【今後の取組】

◇ 適切な教員人事管理の推進

採用や昇任に当たっては、人格や能力が、本県の未来を担う子どもたちの教育に携わる者としてふさわしいかどうかを、より多面的かつ公平・公正に評価・選考するとともに、優秀な教員を確保し、適材適所に配置することにより、教員の意欲の向上を図り、学校の活性化を推進します。

◇ 教職員目標管理制度⁸⁵の効果的な運用

教職員目標管理制度を効果的に運用し、学校目標を踏まえた教職員一人一人の自己目標による職務遂行能力の向上と学校組織の強化を図ります。

⁸⁴ 指導改善研修……教育公務員特例法の規定に基づき、児童等に対する指導が不適切である教諭等に対し、指導の改善を図るために県教育委員会が実施する研修。

⁸⁵ 教職員目標管理制度……従来から実施している勤務評定に加え、平成18年度から教職員の職務遂行能力の向上と学校組織の強化を目的に、本県において導入した評価制度。

- ◇ 教員研修等の充実
教員の資質・能力の向上を図るために、今日的な教育課題に対応する研修や教員のライフステージ⁷⁸に応じた研修、現職教員の長期研修、教員の服務倫理に関する研修等の充実を図ります。
特に、各学校において震災等を踏まえた教育を推進することができるよう、子どもの発達段階に応じた放射線教育や防災教育などについて、全公立小・中学校の教員を対象とした研修を実施します。

- ◇ 教職員の服務倫理の確立
研修の充実や校内服務倫理委員会⁸⁶の活性化等により、教育公務員としての誇りと使命感を高めるとともに、高い倫理観と自律心の保持・向上を図ります。

- ◇ 教職員の志気を高める施策の推進
学習指導、生徒指導等において日常的に努力を積み重ねている教職員を県民に広く紹介するとともに、特に顕著な成果を上げている者を表彰することなどにより、教職員全体の志気高揚を図ります。

- ◇ 指導不適切教諭等制度⁸⁷の適切な運用
指導が不適切である教諭等については、各学校における早期の把握・観察・支援に努めるとともに、県教育委員会が指導不適切教諭等と認定した場合には、教育センター等において指導改善研修⁸⁴を行うなど、指導不適切教諭等制度の適切な運用を図ります。

⁷⁸ ライフステージ…… 55 ページ参照。

⁸⁴ 指導改善研修…… 62 ページ参照。

⁸⁶ 校内服務倫理委員会……本県の各公立学校において、平成15年度末に、各学校が主体的に服務倫理意識向上のための取り組みを行うことを目的として設置された組織。

⁸⁷ 指導不適切教諭等制度……指導改善研修を実施するため、県教育委員会が、指導が不適切である教諭等の認定、研修実施後における指導改善の程度の認定、学識経験者・保護者からの意見聴取等を行う制度。

〔施策14 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
教職員目標管理制度 ⁸⁵ に関する研修を含む管理職に対する研修会の数（県教育センター、各教育事務所）	H23年度（H22年度も同じ） 各教育事務所1回（7回） 新任校長研修会1回 新任教頭研修会1回 計 9回	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
任意研修（専門研修 ⁸⁸ ・職能研修 ⁸⁹ ）の定員の充足率（県教育センター）	H22年度 81.2%	H25年度 100%	
サービス倫理委員会の開催回数（年間平均）（公立小・中・高・特別支援学校 ¹⁶ ）	H23年度 市町村立学校 11.8回 （参考 H22年度 12.1回） 県立学校 5.1回 （参考 H22年度 5.0回）	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（公立幼・小・中・高等学校）【再掲】	H24年度 84.7% （参考 H22年度 64.1%）	H26年度 100%	
I C T ³⁷ を活用して指導ができる教員率（公立小・中・高・特別支援学校）【再掲】	H24年度 66.9% （参考 H22年度 64.6%）	H25年度 100%	

¹⁶ 特別支援学校……17ページ参照。

³⁷ I C T……30ページ参照。

⁸⁵ 教職員目標管理制度……62ページ参照。

⁸⁸ 専門研修……教育課程実施上の諸課題への対応、教科等の指導力の深化及び社会の変化に対応した教育活動等を主な内容とする、学校教育全般にわたる教員の専門職としての識見、力量を高める研修。

⁸⁹ 職能研修……学校の実態に応じた教育課程や諸教育活動の展開に資する、校長、教頭、教務主任等、教職員の職責・職能に応じて求められる資質や能力を高める研修。